

若草・岡本西地区環境美化委員会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、若草・岡本西地区環境美化委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、若草・岡本西地区内の児童公園、児童遊園、若草緑地等(以下「公園等」という。)を「常に安全で安心して使用できる環境に維持」(以下「環境維持」という。)するとともに、町内会役員等の過度な負担を回避し、調和を図りながら、緑の縮減を含む持続可能な活動を実施することを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、公園等の環境維持に関し、若草・岡本西町内会と連携協力・調整を行い、作業の安全を第一とし、効果的な活動を行うものとする。

また、若草・岡本西地区内で、公園等の環境維持活動を行う団体やボランティアグループ等(以下「関係団体」という。)の活動との連携・調整を行い、効果的な活動を行うよう努めるものとする。

なお、市から町内会に委託されている公園等の環境維持の内容は次の通りである。

(1) 日常清掃等

- ・公園内の石、空き缶等の除去
- ・ごみ箱の清掃、ごみの搬出(ごみ箱の設置箇所のみ)
- ・遊具等の補修が必要な場合の連絡
- ・夏季の植栽の水遣り(散水栓の設置箇所のみ)

(2) 定期清掃等

- ・公園内の除草
- ・樹木の下草刈り、中低木の剪定
- ・砂場の砂の掘り返し(天地替え)

- 2、関係団体には、前項に掲げる活動の補助支援活動をしていただくものとする。
- 3、定期清掃の担当区域、回数、方法、および使用機器等の詳細については別途細則で定める。

(関係団体)

第4条 前条の関係団体は次に掲げる団体とする。

- (1) 志津南環境美化ボランティアの会
- (2) 若草一味クラブ
- (3) 草刈り機器メンテナンス(有償)ボランティア(仮称)

2 有償ボランティア等への対応については、別途細則で定める。

(構成・役員)

第5条 委員会は、若草一～八丁目町内会と岡本町西町内会(以下「若草・岡本西町内会」という。)の環境美化委員と協力員(本会経験者等)および前年度の環境美化委員長で構成する。

2. 委員会には、委員長、副委員長、会計、事務局長、委員長補佐(以下単に「補佐」と称する)を置く。補佐は前年度の委員長が務め、補佐以外は当該年度の委員の互選により選出する。
3. 委員長は、委員会を統括し目的達成に必要な事項を行う。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。
5. 会計は、委員会の会計の事務を行う。
6. 事務局長は、委員会の事務局を統括する。
7. 補佐は前年度の経験を活かして委員長を補佐すると共に、当該年度の委員が遂行困難な職務を代行する。
8. 協力員ならびに委員長補佐は議決権を有しない。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。欠員によって選任された役員
の任期は、前任者の残任期間とする。

(緑地管理アドバイザー)

第7条 委員会に、緑地管理アドバイザー(以下、単に「アドバイザー」と称す)を置くことができる。

2 アドバイザーは、緑地管理に関する資格を有するとともに豊富な専門知識と経験を有する者であることを要する。

3 アドバイザーの委嘱は委員会の議決で行ない、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 アドバイザーは委員長の諮問役として、委員長ならびに委員会に対して、草刈り機器類の整備ならびに機器の安全取扱等、緑地管理全般に関する意見を具申することができる。

第8条 委員会は、原則毎月第2土曜日に開催し、必要に応じて委員長が招集する。

議長は委員長が務め、活動の執行に関する事等、出席者の過半数の同意を得て決する。

(倉庫、清掃用機材の管理)

第9条 若草・岡本西地区町内会協働活動規則の若草・岡本西地区倉庫日常管理規定に定める清掃用機材収納倉庫と清掃用機材の維持保全に必要な管理を行う。

2. 清掃用機材は、定期的な点検手入れを行うとともに、品名、数量、購入・補修記録などを記載した管理台帳により管理する。

3. 清掃用機材の使用者は、清掃用機材の使用前および使用後の適切な点検手入れを行って、点検手入れの不備による事故を防止し、常に良好な状態を保つものとする。

(経費)

第10条 委員会の運営、活動による必要な経費は、若草・岡本西地区協働活動費をもつて充てる。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第12条 この規定の改廃は、委員会の過半数の同意を以って、行うことができる。

付則

- ・この規定は平成31(2019)年4月1日から施行する
- ・この規定は令和3(2021)年4月1日から施行する
- ・この規定は令和5(2023)年4月1日から施行する
- ・この会則は、令和6(2024)年4月1日から施行する